

令和2年度の移住・定住を促進するための支援事業をお知らせします。皆さんの家族やお知り合いなどへお知らせください。なお、下記以外にも申請に係る要件がありますので、移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。

❖ 移住・定住住宅取得等支援事業

平成28年4月1日以降に、上十三・十和田湖広域定住自立圏※外から本市に転入し、令和3年3月31日までに取得した住宅に入居する人を対象に、住宅取得費用の一部を補助します（中古住宅の取得は、上十三・十和田湖広域定住自立圏からの転入者も対象）。

| 補助対象住宅 | 補助対象経費 | 補助金の額 |
|-------------------------------------|----------|-----------------------|
| 新築住宅 | 建築費（購入費） | 補助対象経費の10分の1（上限100万円） |
| 中古住宅 | 購入費（改修費） | 補助対象経費の2分の1（上限50万円） |
| 補助対象世帯 | | 上乗せ補助金の額 |
| 若年夫婦世帯（夫婦いずれも40歳未満） | | 10万円 |
| 子育て世帯（妊婦または18歳未満の子がいる世帯） | | 妊婦、子1人に付き10万円 |
| 3世代同居世帯（妊婦または18歳未満の子と夫婦いずれかの親がいる世帯） | | 10万円 |

※ 上十三・十和田湖広域定住自立圏とは、十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、小坂町で構成する圏域をいいます。

❖ 移住・定住引っ越し支援事業

令和2年4月1日以降に青森県外から本市へ転入する40歳未満の人や子育て世帯を対象に、引っ越し費用の一部を補助します。※本人または同一の世帯員の通学や転勤など職務上の理由により転入する場合を除きます。

| 補助対象経費 | 補助金の額 |
|----------------------------|---------------------|
| 引っ越し経費（転入前の住宅にある家財道具移転の経費） | 補助対象経費の3分の2（上限10万円） |

❖ 移住支援金

東京圏（東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県）から本市へ転入し、あおりU I J ターン就職支援サイト「[Aomori-Job](#)」に**移住支援金**の対象として掲載している求人に就業した人や**青森県起業支援金**の交付決定を受けた人に、最大100万円の移住支援金を支給します。

| 補助対象要件 | 支援金の額 |
|--------|-------|
| 単身での転入 | 60万円 |
| 世帯での転入 | 100万円 |

▶ 対象者の要件

❖ 移住元（東京圏）に関する要件

転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住または東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者または個人事業主として東京23区に通勤していたこと。（転入する直前の1年以上、上記の要件を満たしていること）

※平成31年4月1日から令和元年12月24日までに転入した人は、転入する直前に、連続して5年以上、東京23区に在住または東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者または個人事業主として東京23区に通勤していたことが要件となります。

※ 条件不利地域については、移住情報発信ポータルサイト「日々コレ十和田ナリ」をご覧ください。

❖ 移住先（十和田市）に関する要件（(1)～(3)の全てに該当すること）

- (1)平成31年4月1日以降に転入した人
- (2)移住支援金の申請時において、転入後3カ月以上1年以内であること
- (3)移住支援金の申請日から5年以上、継続して本市に居住する意思がある人

▶ 申込期限 令和3年1月31日(日)



Aomori-Job とは・・・

進学や就職などで青森県を離れたけれど、地元に戻って働きたいと考えている人や青森県への移住を考えている人の就職を支援するサイト。

県外在住の学生や求職者などに、県内の企業・求人情報などを発信しています。



アオモリジョブ

検索